

**「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」に
基づく要請に対する検討結果等（調査票）**

・区政に関する広聴事業として「講演会」実施時に聴取した内容

実施日	広聴事業名	No	要望内容
令和2年2月8日(土)	令和元年度 事例研究のつど い&特別講演会	3・7・8	No.3 コミュニティバスを整備して欲しい。 No.7 国道17号沿いは便利だが、大宮バイパス沿いは不便なので、コミバスの導入が望まれる。 No.8 バス路線が少ない(与野駅～与野本町駅)

・令和2年12月1日現在の対応または検討結果について回答してください。

回 答 （貴課における対応または検討結果内容について）	
本市では、コミュニティバスを「路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通」として位置付けております。また、地域生活に役立ち、利用され続ける公共交通にするため、検討はコミュニティバスの導入が必要と考える地域の方々を中心となって取り組んでいただくこととしており、市はその活動の技術的支援を行っております。 No.3及びNo.7のコミュニティバスの導入については、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき検討を行うこととしております。具体的には、鉄道駅やバス停まで距離等により定義した「交通空白・不便地区等」に該当し、かつコミュニティバスのコンセプトに合致する場合に導入に向けた検討を進めることとしております。 まずは、どこの地域の方々がお困りなのか、自治会等で話し合っただき、詳しくは交通政策課までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。 No.8の与野駅～与野本町駅間のバス路線の新設につきましては、地域からの要望として与野駅、与野本町駅周辺を運行しているバス事業者にお伝えいたしました。 なお、与野駅～与野本町駅間のコミュニティバス導入は、当ガイドラインで定めている「交通空白・不便地区等」に該当しないため難しい状況です。	
担当課	都市局 都市計画部 交通政策課